

ゆめをはぐくみ、みをむすぶ 青梅の教育

地域の
特色ある
活動

東京都青梅市教育委員会

1 はじめに

青梅市は、東京都の西北部、都心から西へ約40~60キロメートル圏に位置し、総面積は、103.31平方キロメートルで、6割以上を森林が占め、東西に多摩川が貫いています。

古くから霊山として崇められ、多くの野鳥や植物が生息する御岳山や、カヌーをはじめアウトドアの拠点として親しまれ、名水百選にも選定されている御岳溪流など、美しい自然を有しており、首都圏における観光・レクリエーションの場としてにぎわっています。



2 教育推進の4本の柱

青梅市では、以下の4本の柱を骨子とし、教育活動を推進してきました。

(1) 国際化時代を生きるために

昭和40年にドイツのポツバルト市と姉妹都市提携を結び、両国市民の交流などを通して、国際化を視野に入れた施策を展開しています。人権感覚に優れ、国際社会にも通じるマナーと知識、コミュニケーション能力を身に付け、国際社会をリードする人材の育成、日本の伝統・文化を理解し、他国の伝統・文化を尊重できる人材の育成を推進してきました。

●小・中学生主張大会

小・中学生が将来の夢や生き方、身近な生

活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自分の思いを発表する小・中学生主張大会を開催しています。

令和4年度で18回目となるこの大会には、2,500名を超える小・中学生から応募がありました。大会当日は、二次審査を通過した16名が発表し、市長を含む最終審査を行い、市長賞や教育委員会賞などを授与しています。他者とのつながり、多様な価値観の尊重、青梅市の未来や今日的な課題などについて、自身の経験や学んだ事をもとに、堂々と主張することで、豊かな人権感覚の醸成に寄与しています。

(2) 社会のよき形成者となるために

青梅市の長い歴史の中で培われてきた人情や思いやりの心などによって、豊かな人間関係が構築され、公共心や社会奉仕の精神などが育まれてきました。青梅市の特色をこどもたちに継承していくとともに、社会の一員としての基礎・基本を身に付けていくために、自ら学び、自ら考える力の育成や心とからだの健康づくりを推進してきました。

●特別支援教育の取組み

このたび、令和5年度を初年度とする「青梅市特別支援教育実施計画第六次計画」を策定しました。

インクルーシブ教育の実現のほか、医療的ケア児およびその家族に対する支援体制確立などを目指しています。また、計画内では「大学等との連携」を具体的施策の一つに掲げており、明星大学と連携し、教育学を専攻する学生と



地域連携事業

発達障害のある児童・生徒との交流事業や学校への巡回・訪問相談心理士などの派遣も継続的に実施しています。毎年夏に、学生により企画・運営される地域連携事業は15年以上の実績があり、発達障害のある児童とその家族を対象とした宿泊キャンプなどを実施しています。

(3) 青梅の将来を担うために

青梅市には、地域ごとに歴史・伝統・文化と豊かな自然があります。特に伝統芸能である祭り囃子や獅子舞などは、青梅市の文化を知る上で、貴重な財産です。これらを学び、伝承することは、ふるさと「青梅」に対する郷土愛を育んでいくこととなります。

郷土愛は、青梅市を根底から支える力となり、今後の繁栄と豊かな人間関係の礎となります。このようなことから、地域に根ざした教育を推進してきました。

●青梅学

ふるさと「青梅」のよいところを再認識し、青梅市に愛着と誇りをもって歴史や文化、自然、産業、生活などについて学ぶ学習として「青梅学」を教育課程に位置づけています。

具体的には、市内御岳山山頂にある武蔵御嶽神社で東京都無形民俗文化財に指定されている太々神楽を鑑賞することや、宿坊への宿泊、また、青梅市の森林を活用した林業体験などを行っています。

それらを通じて学んだことをまとめ、市民に対して学習内容を報告する活動も行っています。



太々神楽

(4) 教育の質を高めるために

家庭、学校、地域がそれぞれ独自の機能を発揮し、調和を保ちながら連携を進めることが重要であるととらえ、学校の教育力や教員の力量を高めていく教育を推進してきました。

●青梅型コミュニティ・スクール

これまで築き上げてきた学校と地域が連携し子どもを育てる取組みを土台として、新たに地域が学校運営参画・学校支援・学校評価を一体的・持続的に支援していくコミュニティ・スクールの設置を進めています。

「青梅型コミュニティ・スクール」では、子どもたちや学校を取り巻く環境、地域の実

態を踏まえ、既存の組織を活かしながら学校と地域が継続的に連携していくための仕組みを目指しています。

令和4年度までに小学校1校、中学校1校に導入しており、今後、令和7年度までに市内全校に順次導入していきます。

3 教育大綱の策定

このたび、令和5年度を初年度とする「第7次青梅市総合長期計画」を策定したことに伴い、新たな「青梅市教育大綱」を定めました。この策定に当たり、市内の小学校16校および中学校10校をオンラインで結び、児童・生徒達からも「2032年未来の青梅市」をテーマに、多くの意見を伺いました。

こうして策定された大綱では、「こども・若者・教育」「歴史・文化の継承・活用」「特色ある青梅市ならではの施策」の3つの基本方向を掲げるとともに、各施策において、「デジタル化」「脱炭素」「多様性」の3つの共通する視点を踏まえ、全ての取組みを推進していくこととしています。

「第7次総合長期計画」にも掲げた「あそぼうよ！青梅」の姿勢を基本に、「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」の3つの基本理念のもと、各種教育施策を展開していきます。

4 おわりに

令和5年度に策定した「第7次青梅市総合長期計画」「青梅市教育大綱」では、「こどもが“まんなか”のまちづくり」を施策の方向性の1つとして掲げています。

青梅市の全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会を実現するため、教育活動を今後も展開していきます。



教育長

橋本 雅幸